

# 会員交流会(化学・材料グループ)開催

## 「他社特許監視体制」

会員交流会(化学・材料グループ)が2月12日に住友クラブで開催されました。

当日は12名が参加し、「他社特許監視体制」をテーマに、グループリーダーの河野広明弁理士の司会で論議されました。モニタリング後の活動と関連して、現行の第三者による『情報提供制度』の活用状況や、来年度に導入が予想される『付与後レビュー(ポストグラント)』制度(異議申立制度の復活?)への対応の仕方も話題になりました。生々しい内容を詳しく紹介できないのが残念ですが、概要を以下に記します。

会員企業からは次のようなことが述べられました。

- ・だれが、どの部署が監視するのは各社各様。技術者がモニタリングしている場合はそのパーソナリティに依存。また外部の特許事務所等への依頼もある。
- ・検索、審査状況など特許情報管理を支援する市販システムの利用もかなりある。
- ・新着公報の配信・回覧及びその範囲や頻度に関する議論。返事がない、遅い等の悩みも出る。
- ・国内特許だけか海外特許まで監視しているか?
- ・監視中の他社特許が登録査定になったときどうアクションをするのか、また公開特許段階でもアクションするのか?
- ・開発者が特許調査を「やらされ感」でするのか「やりがい感」でするのかは大きな差がある。企業風土と関係している。年1回、全社で知財大会を開催し他社特許の権利化を阻止した社員等を社長表彰したりしている例もある。

河野リーダーから、他社特許を監視し侵害しない活動は安全活動と同じで「何もないのが良い便利」であり、それを評価する社風作りが大切なこと、また利用の少ない無効審判制度ではなく、今後の『付与後レビュー』制度の重要性、等々が語られました。

また、審査官端末の特長について質問があり、会合後、事務局から、端末を管理している、大阪大学知的財産センターに問い合わせ、メンバーに回答しました。

さらに「公報を検索すると特許請求の範囲が『明細書記載の発明』となっているものがヒットしてきたが、このような特許請求の範囲はどのような利点があるのか?」という質問に対しても、活発に議論されました。

**【次回の予定】 化学・材料グループ:4月9日(水) 14:00~17:00**

テーマ「各社における、知財活動に寄与した社員への(現状の)報奨規定と、将来のあるべき姿」  
なお電気・機械グループは、3月20日(木) 14:00~17:00に、「社内知財教育」のテーマを予定。

※会員交流会には、いつでも参加できます。ご希望の会員は当協会の事務局にご連絡ください。